

決議第1号

竹原信一議員に対する辞職勧告決議

地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により、上記決議案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月25日提出

| | | | |
|-----|----------|------|---|
| 提出者 | 阿久根市議会議員 | 山田 | 勝 |
| 賛成者 | 同上 | 木下孝 | 行 |
| | 同上 | 濱田洋 | 一 |
| | 同上 | 川原慎 | 一 |
| | 同上 | 竹之内和 | 満 |
| | 同上 | 仮屋園一 | 徳 |
| | 同上 | 高崎良 | 二 |

竹原信一議員に対する辞職勧告決議（案）

竹原信一議員は、2024年3月29日に廃棄物のマットレスなど（焼却後重量計120kg）を自宅隣の空き地で燃やした行為で、廃棄物処理法違反（焼却の禁止）の罪により、2025年9月24日、鹿児島地裁川内支部から罰金刑を言い渡された。その後、同議員は無罪を主張し、福岡高裁宮崎支部に控訴していたが、2026年2月5日付けで罰金30万円に処せられ確定した。

しかし、同議員は、刑が確定した現在においてもなお、反省の態度はおろか、市民への謝罪も一切していない。

同議員が犯した罪と、それを率直に認め謝罪しなかったことは、幾度となく、新聞やインターネットなどで報道され、多くの市民はもとより全国に知らされることとなった。

同議員のこれらの行為等は、議員は、「市民の負託を受けて議員に選出されたことを自覚し、議員として必要な資質の向上に努めるとともに、誠実かつ公正な職務の遂行に努めなければならない」と規定されている阿久根市議会基本条例第9条や、「市民全体の代表者として、議会の品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」と規定されている阿久根市議会議員倫理条例第3条第1項第4号に反するものである。

したがって、在職中に刑事罰を受けたことは、市議会の品位と名誉、市民からの信頼を大きく損ねるものである。さらに、反省の態度を示さないふるまいは言語道断であり、公人である市議会議員の職責を担う者として著しく不適切と言わざるを得ない。

よって、本市議会は、同議員に対し、自らの意思と責任において市議会議員の職を辞することを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和8年3月25日

阿久根市議会